

国自安第34号
令和5年6月14日

北海道運輸局自動車交通部長 殿
北海道運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

実証実験における点呼支援機器を活用した点呼（自動点呼）に係る旅客自動車運送
事業運輸規則の取扱いについて

旅客自動車運送事業における運行管理については、道路運送法体系において、輸送の安全の確保のため、運送事業者に対し、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面で運転者に対する点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められている。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展は目覚ましく、令和3年3月に策定された事業用自動車総合安全プラン2025において、「点呼支援機器（ロボット等）に点呼における確認、指示項目の一部または全てを代替させて点呼を行う自動点呼も実現可能性が出てきているところ、事業者が安心して使用できる機器を選定できるような制度について検討する」とされたこと等を踏まえ、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めているところである。

今般、点呼支援機器を活用した点呼（以下「自動点呼」という。）のうち、業務に従事しようとする運転者に対して行う点呼（以下「業務前点呼」という。）について、運行管理高度化検討会（※）（以下「検討会」という。）における実証実験を通じ、自動点呼に使用する機器に求められる要件等について検討を行うこととしたところ、実証実験として行う点呼支援機器を活用した業務前点呼については、下記のとおり取扱うこととするので、了知されたい。

（※）国土交通省自動車局に設置された有識者会議

記

旅客自動車運送事業者が輸送の安全の確保のために必要な措置を講じているとして検討会において認められ、実証実験として当該検討会の監督の下に行われる点呼支援機

器を活用した業務前点呼については、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第二十四条第一項及び第四十八条第一項第六号の規定に適合するものとする。

国自安第34号
令和5年6月14日

東北運輸局自動車交通部長 殿
東北運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

実証実験における点呼支援機器を活用した点呼（自動点呼）に係る旅客自動車運送
事業運輸規則の取扱いについて

旅客自動車運送事業における運行管理については、道路運送法体系において、輸送の安全の確保のため、運送事業者に対し、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面で運転者に対する点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められている。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展は目覚ましく、令和3年3月に策定された事業用自動車総合安全プラン2025において、「点呼支援機器（ロボット等）に点呼における確認、指示項目の一部または全てを代替させて点呼を行う自動点呼も実現可能性が出てきているところ、事業者が安心して使用できる機器を選定できるような制度について検討する」とされたこと等を踏まえ、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めているところである。

今般、点呼支援機器を活用した点呼（以下「自動点呼」という。）のうち、業務に従事しようとする運転者に対して行う点呼（以下「業務前点呼」という。）について、運行管理高度化検討会（※）（以下「検討会」という。）における実証実験を通じ、自動点呼に使用する機器に求められる要件等について検討を行うこととしたところ、実証実験として行う点呼支援機器を活用した業務前点呼については、下記のとおり取扱うこととするので、了知されたい。

（※）国土交通省自動車局に設置された有識者会議

記

旅客自動車運送事業者が輸送の安全の確保のために必要な措置を講じているとして検討会において認められ、実証実験として当該検討会の監督の下に行われる点呼支援機

器を活用した業務前点呼については、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第二十四条第一項及び第四十八条第一項第六号の規定に適合するものとする。

国自安第34号
令和5年6月14日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿
北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

実証実験における点呼支援機器を活用した点呼（自動点呼）に係る旅客自動車運送
事業運輸規則の取扱いについて

旅客自動車運送事業における運行管理については、道路運送法体系において、輸送の安全の確保のため、運送事業者に対し、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面で運転者に対する点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められている。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展は目覚ましく、令和3年3月に策定された事業用自動車総合安全プラン2025において、「点呼支援機器（ロボット等）に点呼における確認、指示項目の一部または全てを代替させて点呼を行う自動点呼も実現可能性が出てきているところ、事業者が安心して使用できる機器を選定できるような制度について検討する」とされたこと等を踏まえ、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めているところである。

今般、点呼支援機器を活用した点呼（以下「自動点呼」という。）のうち、業務に従事しようとする運転者に対して行う点呼（以下「業務前点呼」という。）について、運行管理高度化検討会（※）（以下「検討会」という。）における実証実験を通じ、自動点呼に使用する機器に求められる要件等について検討を行うこととしたところ、実証実験として行う点呼支援機器を活用した業務前点呼については、下記のとおり取扱うこととするので、了知されたい。

（※）国土交通省自動車局に設置された有識者会議

記

旅客自動車運送事業者が輸送の安全の確保のために必要な措置を講じているとして検討会において認められ、実証実験として当該検討会の監督の下に行われる点呼支援機

器を活用した業務前点呼については、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第二十四条第一項及び第四十八条第一項第六号の規定に適合するものとする。

国自安第34号
令和5年6月14日

関東運輸局自動車交通部長 殿
関東運輸局自動車監査指導部長 殿
関東運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

実証実験における点呼支援機器を活用した点呼（自動点呼）に係る旅客自動車運送
事業運輸規則の取扱いについて

旅客自動車運送事業における運行管理については、道路運送法体系において、輸送の安全の確保のため、運送事業者に対し、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面で運転者に対する点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められている。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展は目覚ましく、令和3年3月に策定された事業用自動車総合安全プラン2025において、「点呼支援機器（ロボット等）に点呼における確認、指示項目の一部または全てを代替させて点呼を行う自動点呼も実現可能性が出てきているところ、事業者が安心して使用できる機器を選定できるような制度について検討する」とされたこと等を踏まえ、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めているところである。

今般、点呼支援機器を活用した点呼（以下「自動点呼」という。）のうち、業務に従事しようとする運転者に対して行う点呼（以下「業務前点呼」という。）について、運行管理高度化検討会（※）（以下「検討会」という。）における実証実験を通じ、自動点呼に使用する機器に求められる要件等について検討を行うこととしたところ、実証実験として行う点呼支援機器を活用した業務前点呼については、下記のとおり取扱うこととするので、了知されたい。

（※）国土交通省自動車局に設置された有識者会議

記

旅客自動車運送事業者が輸送の安全の確保のために必要な措置を講じているとして

検討会において認められ、実証実験として当該検討会の監督の下に行われる点呼支援機器を活用した業務前点呼については、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第二十四条第一項及び第四十八条第一項第六号の規定に適合するものとする。

国自安第34号
令和5年6月14日

中部運輸局自動車交通部長 殿
中部運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

実証実験における点呼支援機器を活用した点呼（自動点呼）に係る旅客自動車運送
事業運輸規則の取扱いについて

旅客自動車運送事業における運行管理については、道路運送法体系において、輸送の安全の確保のため、運送事業者に対し、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面で運転者に対する点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められている。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展は目覚ましく、令和3年3月に策定された事業用自動車総合安全プラン2025において、「点呼支援機器（ロボット等）に点呼における確認、指示項目の一部または全てを代替させて点呼を行う自動点呼も実現可能性が出てきているところ、事業者が安心して使用できる機器を選定できるような制度について検討する」とされたこと等を踏まえ、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めているところである。

今般、点呼支援機器を活用した点呼（以下「自動点呼」という。）のうち、業務に従事しようとする運転者に対して行う点呼（以下「業務前点呼」という。）について、運行管理高度化検討会（※）（以下「検討会」という。）における実証実験を通じ、自動点呼に使用する機器に求められる要件等について検討を行うこととしたところ、実証実験として行う点呼支援機器を活用した業務前点呼については、下記のとおり取扱うこととするので、了知されたい。

（※）国土交通省自動車局に設置された有識者会議

記

旅客自動車運送事業者が輸送の安全の確保のために必要な措置を講じているとして検討会において認められ、実証実験として当該検討会の監督の下に行われる点呼支援機

器を活用した業務前点呼については、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第二十四条第一項及び第四十八条第一項第六号の規定に適合するものとする。

国自安第34号
令和5年6月14日

近畿運輸局自動車交通部長 殿
近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
近畿運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

実証実験における点呼支援機器を活用した点呼（自動点呼）に係る旅客自動車運送
事業運輸規則の取扱いについて

旅客自動車運送事業における運行管理については、道路運送法体系において、輸送の安全の確保のため、運送事業者に対し、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面で運転者に対する点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められている。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展は目覚ましく、令和3年3月に策定された事業用自動車総合安全プラン2025において、「点呼支援機器（ロボット等）に点呼における確認、指示項目の一部または全てを代替させて点呼を行う自動点呼も実現可能性が出てきているところ、事業者が安心して使用できる機器を選定できるような制度について検討する」とされたこと等を踏まえ、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めているところである。

今般、点呼支援機器を活用した点呼（以下「自動点呼」という。）のうち、業務に従事しようとする運転者に対して行う点呼（以下「業務前点呼」という。）について、運行管理高度化検討会（※）（以下「検討会」という。）における実証実験を通じ、自動点呼に使用する機器に求められる要件等について検討を行うこととしたところ、実証実験として行う点呼支援機器を活用した業務前点呼については、下記のとおり取扱うこととするので、了知されたい。

（※）国土交通省自動車局に設置された有識者会議

記

旅客自動車運送事業者が輸送の安全の確保のために必要な措置を講じているとして

検討会において認められ、実証実験として当該検討会の監督の下に行われる点呼支援機器を活用した業務前点呼については、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第二十四条第一項及び第四十八条第一項第六号の規定に適合するものとする。

国自安第34号
令和5年6月14日

中国運輸局自動車交通部長 殿
中国運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

実証実験における点呼支援機器を活用した点呼（自動点呼）に係る旅客自動車運送
事業運輸規則の取扱いについて

旅客自動車運送事業における運行管理については、道路運送法体系において、輸送の安全の確保のため、運送事業者に対し、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面で運転者に対する点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められている。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展は目覚ましく、令和3年3月に策定された事業用自動車総合安全プラン2025において、「点呼支援機器（ロボット等）に点呼における確認、指示項目の一部または全てを代替させて点呼を行う自動点呼も実現可能性が出てきているところ、事業者が安心して使用できる機器を選定できるような制度について検討する」とされたこと等を踏まえ、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めているところである。

今般、点呼支援機器を活用した点呼（以下「自動点呼」という。）のうち、業務に従事しようとする運転者に対して行う点呼（以下「業務前点呼」という。）について、運行管理高度化検討会（※）（以下「検討会」という。）における実証実験を通じ、自動点呼に使用する機器に求められる要件等について検討を行うこととしたところ、実証実験として行う点呼支援機器を活用した業務前点呼については、下記のとおり取扱うこととするので、了知されたい。

（※）国土交通省自動車局に設置された有識者会議

記

旅客自動車運送事業者が輸送の安全の確保のために必要な措置を講じているとして検討会において認められ、実証実験として当該検討会の監督の下に行われる点呼支援機

器を活用した業務前点呼については、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第二十四条第一項及び第四十八条第一項第六号の規定に適合するものとする。

国自安第34号
令和5年6月14日

四国運輸局自動車交通部長 殿
四国運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

実証実験における点呼支援機器を活用した点呼（自動点呼）に係る旅客自動車運送
事業運輸規則の取扱いについて

旅客自動車運送事業における運行管理については、道路運送法体系において、輸送の安全の確保のため、運送事業者に対し、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面で運転者に対する点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められている。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展は目覚ましく、令和3年3月に策定された事業用自動車総合安全プラン2025において、「点呼支援機器（ロボット等）に点呼における確認、指示項目の一部または全てを代替させて点呼を行う自動点呼も実現可能性が出てきているところ、事業者が安心して使用できる機器を選定できるような制度について検討する」とされたこと等を踏まえ、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めているところである。

今般、点呼支援機器を活用した点呼（以下「自動点呼」という。）のうち、業務に従事しようとする運転者に対して行う点呼（以下「業務前点呼」という。）について、運行管理高度化検討会（※）（以下「検討会」という。）における実証実験を通じ、自動点呼に使用する機器に求められる要件等について検討を行うこととしたところ、実証実験として行う点呼支援機器を活用した業務前点呼については、下記のとおり取扱うこととするので、了知されたい。

（※）国土交通省自動車局に設置された有識者会議

記

旅客自動車運送事業者が輸送の安全の確保のために必要な措置を講じているとして検討会において認められ、実証実験として当該検討会の監督の下に行われる点呼支援機

器を活用した業務前点呼については、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第二十四条第一項及び第四十八条第一項第六号の規定に適合するものとする。

国自安第34号
令和5年6月14日

九州運輸局自動車交通部長 殿
九州運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

実証実験における点呼支援機器を活用した点呼（自動点呼）に係る旅客自動車運送
事業運輸規則の取扱いについて

旅客自動車運送事業における運行管理については、道路運送法体系において、輸送の安全の確保のため、運送事業者に対し、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面で運転者に対する点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められている。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展は目覚ましく、令和3年3月に策定された事業用自動車総合安全プラン2025において、「点呼支援機器（ロボット等）に点呼における確認、指示項目の一部または全てを代替させて点呼を行う自動点呼も実現可能性が出てきているところ、事業者が安心して使用できる機器を選定できるような制度について検討する」とされたこと等を踏まえ、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めているところである。

今般、点呼支援機器を活用した点呼（以下「自動点呼」という。）のうち、業務に従事しようとする運転者に対して行う点呼（以下「業務前点呼」という。）について、運行管理高度化検討会（※）（以下「検討会」という。）における実証実験を通じ、自動点呼に使用する機器に求められる要件等について検討を行うこととしたところ、実証実験として行う点呼支援機器を活用した業務前点呼については、下記のとおり取扱うこととするので、了知されたい。

（※）国土交通省自動車局に設置された有識者会議

記

旅客自動車運送事業者が輸送の安全の確保のために必要な措置を講じているとして検討会において認められ、実証実験として当該検討会の監督の下に行われる点呼支援機

器を活用した業務前点呼については、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第二十四条第一項及び第四十八条第一項第六号の規定に適合するものとする。

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

実証実験における点呼支援機器を活用した点呼（自動点呼）に係る旅客自動車運送
事業運輸規則の取扱いについて

旅客自動車運送事業における運行管理については、道路運送法体系において、輸送の安全の確保のため、運送事業者に対し、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面で運転者に対する点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められている。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展は目覚ましく、令和3年3月に策定された事業用自動車総合安全プラン2025において、「点呼支援機器（ロボット等）に点呼における確認、指示項目の一部または全てを代替させて点呼を行う自動点呼も実現可能性が出てきているところ、事業者が安心して使用できる機器を選定できるような制度について検討する」とされたこと等を踏まえ、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めているところである。

今般、点呼支援機器を活用した点呼（以下「自動点呼」という。）のうち、業務に従事しようとする運転者に対して行う点呼（以下「業務前点呼」という。）について、運行管理高度化検討会（※）（以下「検討会」という。）における実証実験を通じ、自動点呼に使用する機器に求められる要件等について検討を行うこととしたところ、実証実験として行う点呼支援機器を活用した業務前点呼については、下記のとおり取扱うこととするので、了知されたい。

（※）国土交通省自動車局に設置された有識者会議

記

旅客自動車運送事業者が輸送の安全の確保のために必要な措置を講じているとして検討会において認められ、実証実験として当該検討会の監督の下に行われる点呼支援機器を活用した業務前点呼については、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省

令第 44 号) 第二十四条第一項及び第四十八条第一項第六号の規定に適合するものとする。